

## 【2019年第1号】

### 本土と香港・マカオ CEPA 貨物貿易協定をアップグレード

何 薇波 HE WEIBO, HELEN

アジア法人営業統括部  
アドバイザー室

T +852-2821-3647

E HELEN\_WB\_HE@HK.MUFG.JP

2019年1月7日

株式会社 三菱UFJ銀行  
MUFG Bank, Ltd.

A member of MUFG, a global financial group

中国商務部は、2018年12月12日にマカオ特別行政区政府と、同14日に香港特別行政区政府との間で中国本土との経済貿易緊密化協定(以下「CEPA」)に基づく「貨物貿易協定」(以下「両協定<sup>1)</sup>」)に調印した。両協定は2019年1月1日より正式に実施されるが、今回は、その内容について簡単に紹介したい。

#### 1. 背景

CEPAは香港・マカオの製品およびサービスの中国本土における市場拡大を目的に、2003年に初めて締結された。その後、2013年までの10年間、毎年補充協議が締結され、2015年には「サービス貿易自由化協定」(2016年6月1日施行)を締結する等、両地域間の貨物貿易における関税の撤廃や、その他貿易関連の障害の縮小・撤廃、サービス貿易の段階的な自由化の実現や投資の利便化促進を進めてきた。

#### CEPA のこれまでの主要内容

貨物貿易	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 本土への輸入: 原産地規則に符合する香港・マカオの特定品目<sup>2)</sup>に対し、ゼロ関税を適用</li><li>■ 本土からの輸入: 原産地規則に符合する本土原産貨物の全品目に対し、ゼロ関税を適用</li></ul>
サービス貿易	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 香港・マカオサービス提供者に対する本土市場参入の優遇条件を提供。2016年6月「サービス貿易自由化協定」の実施により、世界貿易期間(WTO)が定めた160のサービス貿易部門のうち153部門(約96%を占める)を開放または規制緩和</li><li>■ 本土と香港・マカオの専門資格の相互認証</li></ul>
投資	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 香港・マカオ投資者に対して、CEPAのネガティブリストを製造業、鉱業及び固定資産投資といった非サービス業への拡大</li></ul>
経済技術提携	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 本土と香港・マカオが各分野<sup>3)</sup>における提携</li><li>■ 「一帯一路」・「大湾区」プロジェクトにおける協力強化</li></ul>

また、2016年に発表された中国の「第13次5ヵ年計画」では、本土の香港・マカオに対する開放の拡大、「一帯一路」及び「粵港澳大湾区」(以下「大湾区<sup>4)</sup>」)における香港の国際金融、物流・貿易センターとしての地位確立とマカオの「世界観光・レジャーセンター」、「中国とポルトガル語圏国家の経済貿易協力プラットフォーム」構築という国家戦略が掲げられ、本土と香港・マカオ間の一層の緊密化が求められていた。

<sup>1</sup> 本土と香港・マカオの間にそれぞれ締結した貨物貿易協定の内容はごく一部を除き同様

<sup>2</sup> 特定品目リストは毎年12月と6月に更新され、2018年6月時点で、香港に対するリストは1,901品目、マカオに対するリストは1,535品目

<sup>3</sup> 本土と香港の協力分野は金融・会計・電子商務など、本土とマカオの協力分野は観光・会議展示・漢方薬など

<sup>4</sup> 香港・マカオと広東省9市(深圳・広州・珠海・佛山・中山・東莞・肇慶・江門・惠州)から構成される

そのため、2017年には香港・マカオ投資者の非サービス業参入の優遇条件提供や、本土・香港・マカオ経済の発展状況に合わせた協力分野の拡大や「一帯一路」・「大湾区」プロジェクトにおける協力強化などを目的とする「投資協議」と「経済技術提携協議」が締結された。

今回締結された両協定では、現在の自由貿易協定の構成と内容を参照にしながら、CEPA 及びその補充協議の貨物貿易に関する部分を整理・修正・補足した。その中でも特に、従来、香港・マカオから本土へ輸入される特定品目にのみ適用されたゼロ関税が全品目に拡大されたこと、また、それに伴い、原産地規則が詳細に設定されたことが注目できる。

## 2. 主な内容

両協定には、原産地規則・貿易利便化原則・大湾区における貿易利便化措置という幅広い内容が含まれている。その主要内容については以下のとおり。

### ① 原産地規則

原産地規則の主要内容		
項目	従来基準	両協定における新基準
ゼロ関税 適用対象	①本土への輸入貨物: 協議した特定品目 ②本土からの輸入貨物: 全品目	①本土への輸入貨物: 全品目 ②本土からの輸入貨物: 従来通り(全品目)
適用要件 * 右記いずれかの条件を満たす	①完全に一方において獲得 <sup>5</sup> した貨物 ②非完全に一方において獲得した貨物に関しては、当地において実質的加工を行った場合のみ、当地原産とする 実質的加工の認定基準は以下の通り: a. 製造または加工工程: 貨物に基本的特徴を与える主要製造または加工工程が一方の地域で行われること b. 税目変更: 当該地域を原産としない材料が当地での加工を経て、HSコードの上4桁が変更されること c. 付加価値比率: (ビルドアップ法) $\frac{\text{原産材料価格} + \text{労働コスト} + \text{製品開発コスト}}{\text{輸出貨物の FOB 価格}} \times 100\% \geq 30\%$ d. その他の基準: a~c 以外に、双方が同意した原産地判定方法 e. 混合基準: 上述二つ以上の基準を利用	①a. 完全に一方において獲得または生産した貨物 b. 一方において原産材料のみ使用して生産した貨物 ②一方において非原産材料を使用して生産した貨物の場合、下記のルールに従う: ✓ 「特定品目原産地規則」に属する品目は、当該規則に定められた要件 <sup>6</sup> を満たす ✓ 「特定品目原産地規則」以外の品目は、次のいずれかの付加価値比率基準を満たす (ビルドアップ法 <sup>7</sup> ) $\frac{\text{原産材料価格} + \text{労働コスト} + \text{製品開発コスト}^8}{\text{輸出貨物の FOB 価格}} \times 100\% \geq 30\%$ (ビルドダウン法 <sup>7</sup> ) $\frac{\text{輸出貨物の FOB 価格} - \text{非原産材料価格}}{\text{輸出貨物の FOB 価格}} \times 100\% \geq 40\%$
原産地証明書	有効期間は発行日から 120 日間	有効期間は発行日から 1 年間

<sup>5</sup> 一方において出生し飼育された動物またはその動物の産品、収穫または採取された植物または植物産品、狩猟または漁業によって得られた産品、採鉱された鉱物などを指す

<sup>6</sup> 税目毎に「製造または加工工程」、「付加価値比率」、「税目変更」などの基準が設けられている、税目変更基準に満たさない場合、使用された税目変更のない非原産材料の価格(CIF)が当該貨物価格(FOB)の10%以下であれば、当地の原産貨物と見なされる

<sup>7</sup> 一方の原産貨物または材料が他方において別の貨物に組み込まれた場合、当該原産貨物または材料は他方の原産貨物または材料(A)とみなす。付加価値比率基準で他方の原産物であるかどうかを判断する際には、ビルドアップ法の場合ではAの価格を除いた比率が15%以上、ビルドダウン法の場合ではAの価額を除いた比率が20%以上でなければならない

<sup>8</sup> 当該製品に係る研究開発費及び支払った設計費・ロイヤリティ等を指す

なお、従来マカオ原産貨物が香港経由で本土に輸入される際、CEPA の関税優遇を享受するために必要だった香港での「未加工証明」が、今回の「本土・マカオ貨物貿易協定」によって撤廃された。

## ② 貿易利便化の原則

両協議では、一般的な自由貿易協定の内容を参照し、税関プロセスの簡素化と貿易利便性の向上・衛生と植物衛生の維持・技術的障壁の撤廃における協力分野を追加した。

分野	主な協力分野
税関プロセスの簡素化と貿易利便性の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>税関プロセスの一貫性・明確性の確保、情報技術の税関における運用、AEO 認証制度の運用、新鮮貨物の通関対応</li> </ul>
衛生と植物衛生の維持	<ul style="list-style-type: none"> <li>国際食品規格委員会 (CAC)・国際獣疫事務局 (OIE)・国際植物防疫条約 (IPPC) により定められた基準等の運用、関連専門チームの設立</li> </ul>
技術的障壁の撤廃	<ul style="list-style-type: none"> <li>「貿易の技術的障害に関する協定」(TBT) の遵守、関連専門チームの設立</li> </ul>

## ③ 大湾区における貿易利便化措置

両協議では、大湾区における貨物貿易利便化措置を新しく設けた。

項目	主な内容
通関方法・モデルの革新	<ul style="list-style-type: none"> <li>大湾区 9 都市と香港・マカオ間において、スピーディーな越境通関方法を模索し、その方法を次第に台湾海峡西海岸の都市<sup>9</sup>と北部湾の都市<sup>10</sup>に応用</li> <li>本土とマカオ間において、通関モデルを革新し、「共同検査」、「輸入検査・輸出監督」等多様な協力モデルを模索し、貿易利便化水準を向上</li> </ul>
通関時間短縮の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>貨物の全般的な通関時間を定期的に公表し、通関時間をさらに圧縮</li> </ul>
検査検疫の利便性向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>税関に認証される第三者検査・測定機構の増加、またそれらの機構による認証対象品目の拡大を模索する。認証商品に対してはスピーディーな通関手続きを行う</li> <li>本土税関当局と香港・マカオ税関当局が協議し、本土から調達される原材料を使用して香港・マカオで加工された食品に対して利便性措置を策定</li> </ul>
情報交換体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>通関システムの相互接続を促進し、税関情報交換のメカニズムを研究</li> <li>貨物に関する電子データの互換性フォーマットを研究</li> </ul>

## 3. まとめ

両協定では、香港・マカオ原産貨物のゼロ関税対象品目が全品目に拡大され、CEPA の貨物貿易に係る関税の撤廃が実現した。また、大湾区における貿易利便性措置の策定により、大湾区を始め、本土と香港・マカオ間における貨物の自由流通促進が見込まれる。両協定による CEPA のバージョンアップにより、貨物貿易・投資・経済技術提携を柱とする本土と香港・マカオ間の経済貿易関係の更なる緊密化が想定されるが、中でも、中国政府が進める大湾区計画の核として、香港・マカオがそれぞれに与えられた役割をどのようにこなしていくか、その動向に注視していきたい。

以上

<sup>9</sup> 汕頭、梅州、潮州、揭陽を指す

<sup>10</sup> 湛江、茂名、陽江を指す

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。

Copyright 2019. MUFG Bank, Ltd. Hong Kong Branch. All rights reserved.